

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科と聖路加国際大学大学院看護学研究科との相互  
聴講制度に関する覚書

1. 立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科に在学中の学生と聖路加国際大学大学院看護学研究科に在学中の学生は、「立教大学と聖路加国際大学の大学間交流に関する協定書」（2019年4月1日）に基づき、特別聴講生として、相互に、相手校の大学院研究科に設置されている科目を履修して単位を修得すること、及び、相手校教員による研究上の助言を受けることができる。
2. 単位の修得は、学生の在籍する大学院学則・履修規定等の認める範囲内とする。
3. 両大学院研究科は、特別聴講生の学籍等に関する情報を、当該相互聴講に関する目的以外に使用しないことを確認する。
4. 聴講を希望する学生は、両大学院研究科の承認を経て、所定の特別聴講願を相手校の教務担当部局に提出する。
5. 聴講は、相手校の都合により許可されないことがある。
6. 相手校において設置された聴講科目の成績および単位は、学生の在籍する大学院研究科において、そのまま認める。
7. 特別聴講生が特別聴講科目を履修するに際し、必要な施設・設備の利用に関して配慮するものとする。
8. 本覚書の運用については、必要に応じて協議する。
9. 本覚書は当該大学院学則にしたがって運用される。
10. 本覚書の内規を別に定める。
11. 本覚書は2020年4月1日から施行し、2021年3月31日まで有効とする。ただし、有効期限の1か月前までに申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

年 月 日

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科委員長

聖路加国際大学大学院看護学研究科長